

青翔開智高等学校 特待生奨学金給付制度規程

(名称)

第1条 青翔開智高等学校(以下「本校」という。)に「青翔開智高等学校特待生奨学金給付制度」を設ける。

(目的)

第2条 この制度は学業成績が極めて優秀で、他の模範となる生徒を特待生とし、奨学金を給付して、学業を奨励することを目的とする。

(特待生の資格)

第3条 特待生は次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 入学者選考において優秀な成績を収めたもの
- (2) 各学年において成績が優秀なもの

(特待生の種類と給付額)

第4条 特待生の種類と給付額は次の各号のように規定する。

- (1) I種(月額 35,000 円): 第1学年に在籍し成績が極めて優秀なもの
- (2) II種(月額 30,000 円): 第2、3学年に在籍し成績が極めて優秀なもの
- (3) III種(月額 15,000 円): 第1、2、3学年に在籍し成績が優秀なもの

(特待生の期間)

第5条 特待生である期間は当該年度の1年間とする。ただし、重ねて選定することを妨げない。

(特待生選考委員会)

第6条 特待生選考委員会(以下、委員会という。)を本校に置く。選考委員は次の各号に掲げるものをもって組織する。当該年度の1年生については入学者選考後、2、3年生については前年度の成績確定後に委員会を開くものとする。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 学校長 | 1名 |
| 2. 教頭、事務長、教務主任 | 3名 |
| 3. その他、理事長が必要と認めた者 | 若干名 |

(特待生の選考手続き及び決定)

第7条 特待生は成績優秀者の中から選出し、委員会での審査に基づいて、校長がこれを決定する。

(奨学金の給付時期)

第8条 奨学金は毎月10日に第4条に規定する給付額を給付する。

(特待生の資格喪失)

第9条 特待生が次の各号のいずれかに該当し、特待生として不相当と認められた場合は、特待生の期間内であっても校長はその資格の喪失を決定することができる。

- (1) 学業成績が不良のとき
- (2) 退学、転学または傷病などで長期休学になったとき
- (3) その他、特待生として適当でないと認められたとき

附則

1. この規程は、平成26年1月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附則

1. この規定は、平成28年1月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。